

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百五十五号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字新町一〇八一

本 田 作 吉

一 建築物の位置 東伯郡倉吉町大字新町一〇八一ノ五

一 同 用途 住宅

一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一 同 規模 建築面積 五四、三七平方米

突出する部分一三、五九同

一 許可條件

昭和二十五年七月二十五日
第二千二百二十八号 火 曜 日

本書ノ大キサハ國ニ規格A五判

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

鳥取縣告示第三百五十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 米子市上後藤五五 福谷 当 凱
- 一 建築物の位置 米子市上後藤八五ノ三
- 一 同 用途 住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 五〇、〇二平方米

突出する部分 同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取県告示第三百五十七号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 鳥取市豆腐町二四 芳尾 儀一郎
- 一 建築物の位置 鳥取市豆腐町二四
- 一 同 用途 住宅
- 一 同 構造 木造 亞鉛鉄板葺 一階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 三九、一三平方米

突出する部分二二、三〇同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある

- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと

◇鳥取縣告示第三百五十八号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 米子市博労町四丁目八二 柴田 勝美
- 一 建築物の位置 米子市博労町四丁目八二
- 一 同 用途 住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 平屋建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 四八、〇二平方米

突出する部分三、三〇同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

◇鳥取縣告示第三百五十九号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 米子市博労町四丁目三 高橋 邦次
- 一 建築物の位置 米子市博労町二丁目五三
- 一 同 用途 住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 二七、二八平方米

突出する部分二七、二八平方米

一、許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百六十号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録第二号	昭和二十五年七月三十一日	大開建設株式會社	鳥取縣西伯郡所子村大字野田二四九九番地	取締役社長 片山太郎

◇鳥取縣告示第三百六十一号

建設業法第九條第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月十三日抹消した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録第一四八号	昭和二十五年三月二十八日	三和建設株式會社	鳥取縣米子市灘町三丁目八番地	取締役社長 谷口順一

◇鳥取縣告示第三百六十二号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、鳥取市田島土手下ノ切六四五番地先溜池六畝貳拾四歩
- (図面省略)

昭和二十五年七月二十五日印刷
昭和二十五年七月二十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取